

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月26日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第48号

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例（平成12年鳥取市条例第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1の117の項中「承認」を「認定」に改め、同表の118の項を次のように改める。

118	建築物の敷地と道路との関係の建築の認定及び許可の申請に対する審査	認定	1件につき	27,000円
		許可	1件につき	33,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。